

団体各位様

平素より大変お世話になっております。

12月20日（金）に閣議決定された「令和2年度税制改正の大綱」において、コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）

による特別償却又は税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、予定していた終期を一年前倒し、令和2年3月31日をもって廃止することとなりました。

令和2年3月31日までに認定を受けた法人等の認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備については、従前どおり税制の適用が認められますが、

今後、本税制の利用を検討されていた方は速やかにご対応いただく必要があることから、総務省及び経済産業省から周知の依頼がありました。

詳細については添付資料に整理しておりますので、会員企業の皆様方にご周知いただけますと幸いです。

（本件のプレスリリースについて）

総 務 省：

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000001_00001.html

経済産業省：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191220008/20191220008.html>

（具体的手続等について）

総 務 省：

http://www.soumu.go.jp/ict_seisan/index.html

経済産業省：

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT 税制)の廃止に伴う対応(お知らせ)

令和元年 12 月 20 日

総 務 省
経 済 産 業 省

本日閣議決定された「令和2年度税制改正の大綱」において、コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT 税制)による特別償却又は税額控除制度は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止することとされました。ただし、令和2年3月31日までに認定を受けた法人等が、認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備について令和3年3月31日までに取得・供用した場合には、従前どおり税制の適用ができる経過措置が講じられます。

これを前提に、本税制を活用する条件となる生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)第 22 条に基づく認定(以下「認定」といいます。)を適時に完了させる観点から、下記のとおり、所定の期間(以下「経過的对応期間」といいます。)に所要の手続がなされた案件を、優先的に審査することとします。

具体的な手続等については、別紙をご確認下さい。なお、今後、必要に応じてより詳細な解説等を下記の Web サイトにて公表することがあります。

1. 経過的对応期間

令和2年1月6日(月)～令和2年2月14日(金)

2. 所要の手続

経過的对応期間内に一定の要件を満たした状態で手続を行うことが必要となります。詳細は、別紙及び末尾の総務省又は経済産業省の Web サイトに掲載される資料をご確認ください。

3. 留意事項

経過的对応期間内に所要の手続を行ったことをもって、令和2年3月31日までに認定を行うことを保証するものではありません。審査の過程において、申請内容が認定基準を満たさない、申請内容に関する問い合わせに申請者から適切に回答いただけない場合等、令和2年3月31日までに認定を行えないことがあります。

なお、経過的对応期間以降も認定申請は受付いたしますが、通常より認定までに時間を要し、令和2年3月31日までに認定を行えないことが想定されます。あらかじめご理解ください。

(参考)

申請・相談窓口

認定に係る申請や今回の措置に関する相談は、申請者の本社所在地を管轄する総務省総合通信局等又は経済産業省経済産業局等にて受け付けます。

Web サイト

総 務 省: http://www.soumu.go.jp/ict_seisan/index.html

経済産業省: https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

(本資料のお問い合わせ先)

総務省情報流通行政局情報流通振興課

電話: 03-5253-5748(直通)

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

電話: 03-3501-2646(直通)

経過的対応期間中の所要の手続について

既に公表している「認定申請のご利用の手引き」に記載されている「事前相談」の手続に則って、必要な書類・証憑等をご準備の上、管轄する総務省総合通信局等又は経済産業省経済産業局等(以下「管轄局」といいます。)にご相談ください。受付時には、ご持参資料等について以下の3つの要件を満たしていることを確認させていただきます。

- 要件1**: 計画の内容が十分に確定し、見積書等の取得設備に関する証憑が整っていること。
※証憑となるものの内容については手引きを参照し、なお御不明な場合はお問い合わせください。
- 要件2**: 認定の条件である情報処理安全確保支援士(中小企業の場合は IT コーディネータも可)の確認・署名が滞りなく行われる見込みのあること。
※確認を行う情報処理安全確保支援士(又は IT コーディネータ)の氏名および登録番号(認定番号)を確認します。
- 要件3**: 個人情報保護委員会への協議を要する案件については、経済産業省 HP に掲載する「個人情報関係記入事項チェックリスト」に示された項目及び協議に必要な資料や証憑類が準備されていること。

管轄局において、申請しようとしている内容が以上の条件を満たしていることを確認の上、受付を行った時点で、所要の手続を行ったものとします。受付後については、管轄局の指示に従い引き続き手続を進めてください。

なお、受付後においても、追加の証憑提出等が必要となる可能性がありますので、早めの手続をお勧めいたします。留意事項に記載の通り、追加の証憑等の提出に時間を要した場合、令和 2 年 3 月 31 日までに認定を行えないことがありますのでご理解ください。

<関連資料>

●認定申請のご利用の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/190327tebiki.pdf

●個人情報関係記入事項チェックリスト

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html